

熱中症対策が義務化されます！

仕事による熱中症の死亡者は3年連続で30人以上で、原因の大半が「初期症状の放置・対応の遅れ」です。このため、令和7年6月1日から以下の熱中症対策が義務化されます。

WBGT値28度以上 又は **気温31度以上**の環境下で、
連続1時間以上 又は **1日4時間を超えて**
実施が見込まれる作業を行う際に

1 熱中症が疑われる作業者を発見した時の報告体制を定め、関係作業者に周知する。

(労働安全衛生規則第612条の2第1項)

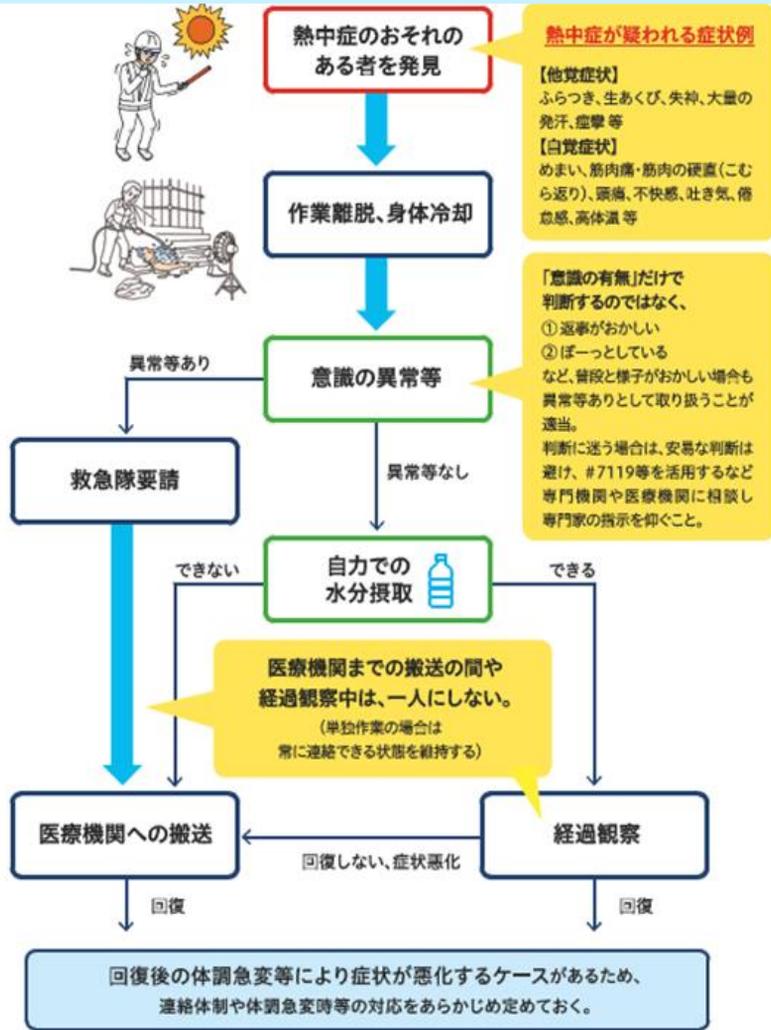
2 重篤化防止手順を作成し、関係作業者に周知する。

【手順に盛り込む事項】

- | | |
|-----------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> 緊急連絡網 | <input type="checkbox"/> 緊急搬送先の連絡先及び所在地 |
| <input type="checkbox"/> 作業離脱 | <input type="checkbox"/> 身体冷却 |
| <input type="checkbox"/> 医療機関への搬送 | |

(労働安全衛生規則第612条の2第2項)

熱中症のおそれのある者に対する処置の例



昨年度の 橋本市・紀の川市・伊都郡 での発生状況 は？

16件 発生 (屋内作業によるものが半数)

8月下旬に集中して 5件発生



一つでも当てはまる項目があれば熱中症の疑いあり！

- 手足がつる
- 立ちくらみ・めまいがする
- 吐き気がする
- 汗が止まらない・汗が出ない
- ボーツとしている

判断に迷うときは

#7119

に電話を！